

所定疾患の治療状況について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染症等の疾患を発症した入所者に対して、治療を行い、下記の条件を満たした場合、介護報酬で評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者の皆様の健康管理に努めていきたいと考えております。

【所定疾患施設療養費算定条件について】

- ① 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴を必要とする場合に限る）
- ② 治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものである。
- ③ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ④ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑤ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

【主な治療内容について】

入所者個々の状態によっても異なりますが、入所者の体調に応じて、血液検査、血中酸素濃度の測定、胸部レントゲン検査、尿検査等を行い、経口もしくは点滴による水分補給、
抗生剤の投与、酸素吸入などを行っています。